

## 滋賀労働局の取組について

第13回トラック輸送における取引環境・労働時間改善滋賀県地方協議会

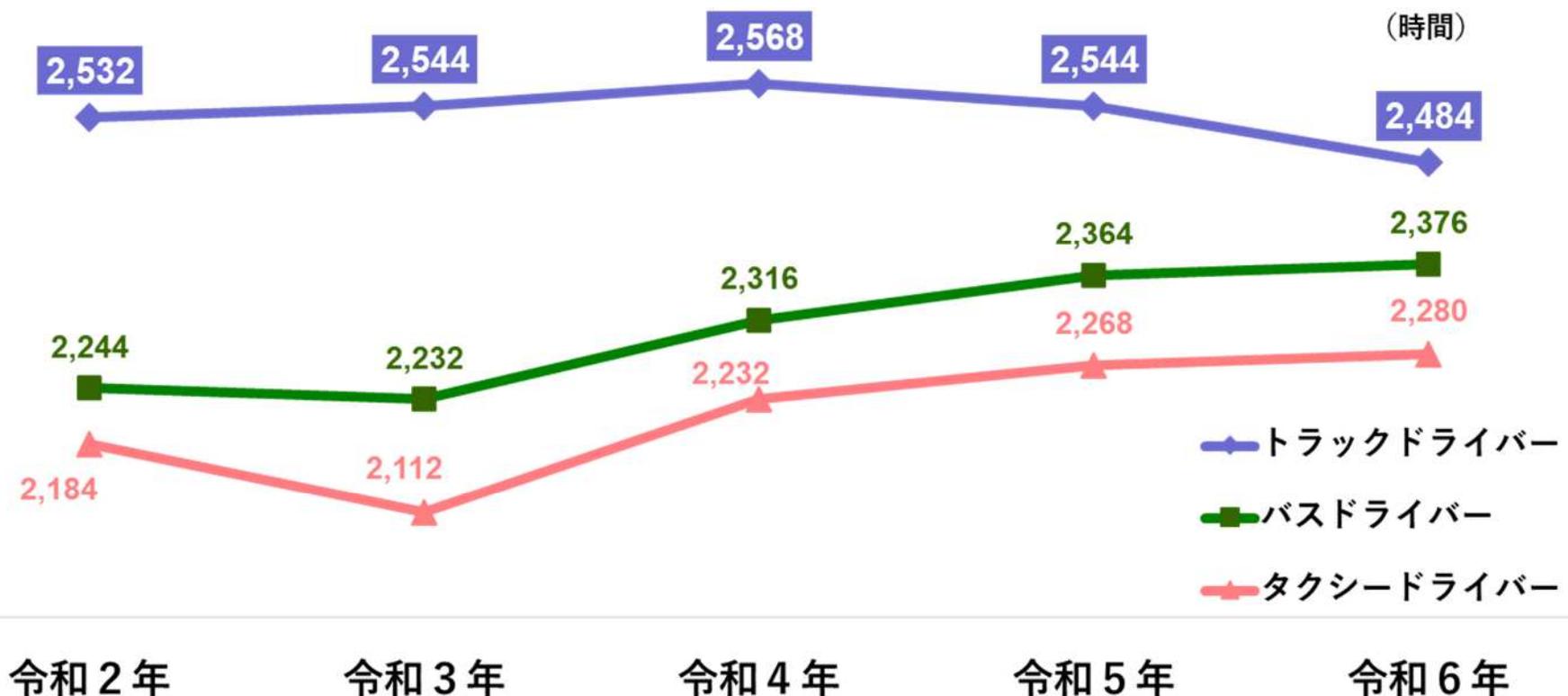
滋賀労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 自動車運転者に係る労働時間の推移（全国の場合）

- 令和6年におけるトラックドライバーの年間の総労働時間数は、令和5年よりも60時間少なくなりましたが、バスドライバーやタクシードライバーよりも多い状況が続いている。

### 自動車運転者の年間の総労働時間数の推移



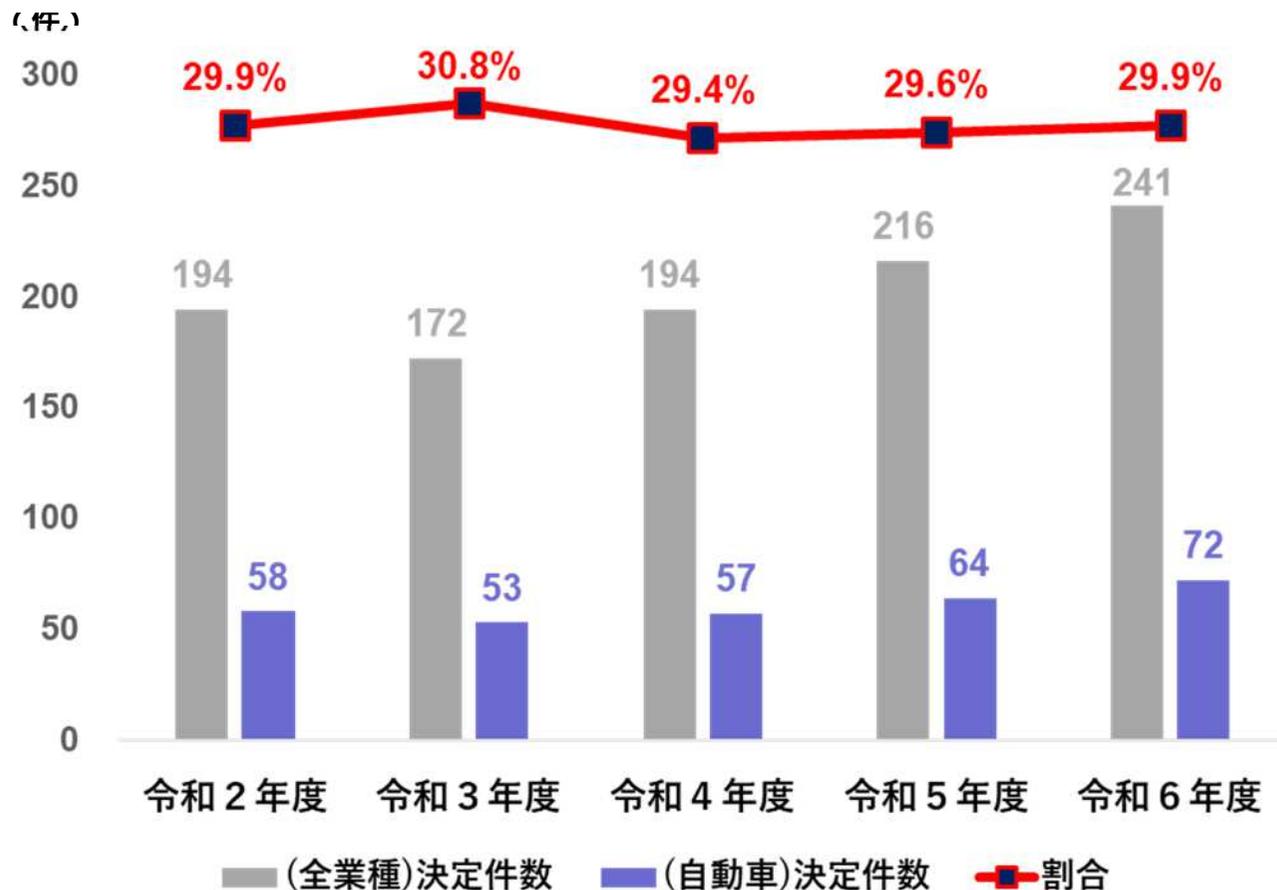
トラックドライバーの労働時間数は、営業用大型貨物自動車の労働時間数を表したものの。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

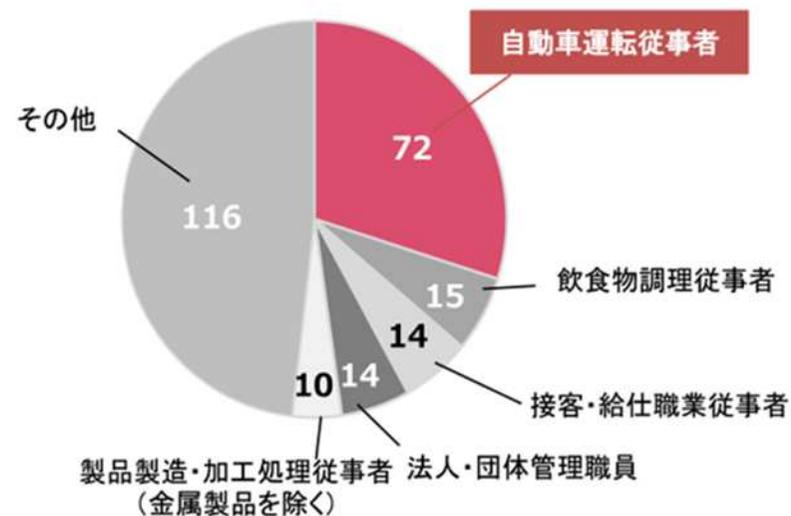
# 自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況（全国の状況）

- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）にあり、直近では全業種（同241件）の約3割を占めている。

自動車運転者の脳・心臓疾患の支給決定件数の推移  
（令和2年度以降の推移）



脳・心臓疾患の支給決定件数  
（令和6年度・職種別）

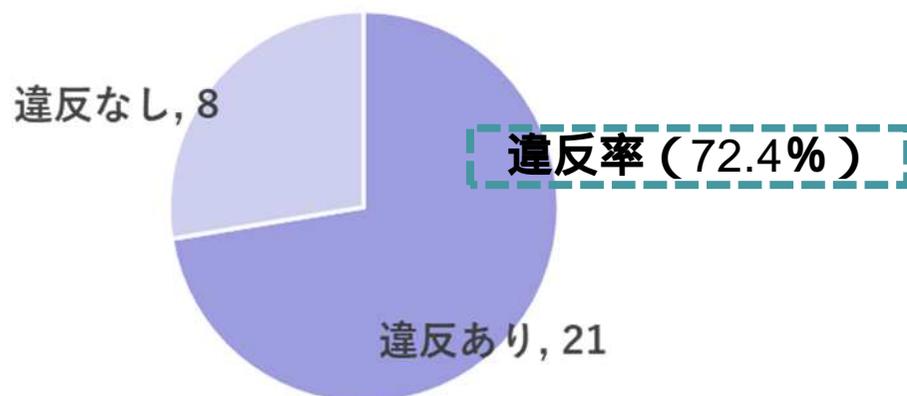


# 道路貨物運送業の監督指導実施状況（県内の状況）

- 道路貨物運送業に係る労働関係法令の違反率（72.4%）は、全業種の違反率（73.6%）よりも低い状況にある。

## 令和6年 道路貨物運送業の監督指導実施状況 （労働基準関係法令違反事業場の状況）

実施対象：29事業場

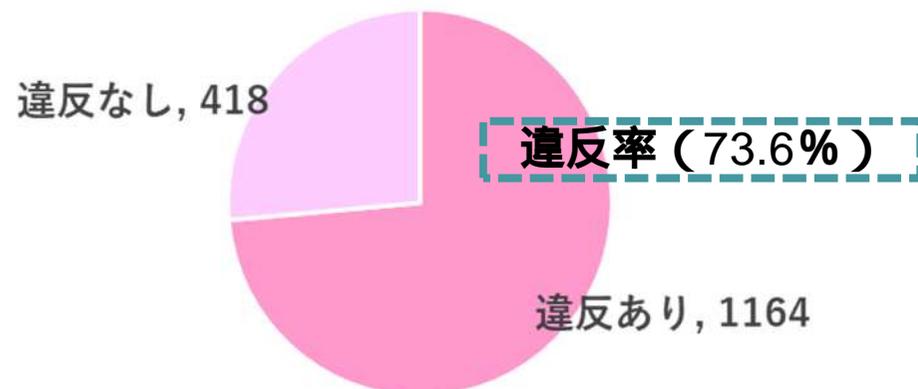


### 主な違反事項

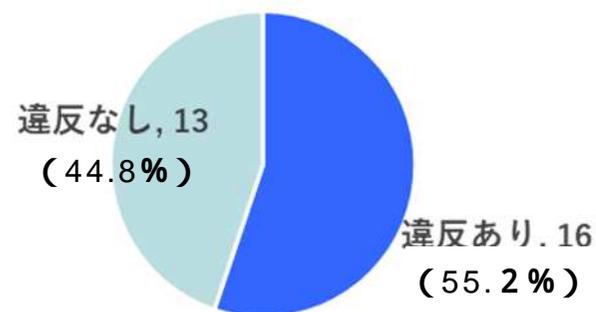


## 令和6年 全業種の監督指導実施状況 （労働基準関係法令違反事業場の状況）

実施対象：1,582事業場



## 令和6年 道路貨物運送業の 改善基準告示に係る違反状況



# トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた滋賀労働局における主な取組

- 滋賀労働局においては、以下の取組により、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

## トラック事業者を支援する取組

滋賀県トラック協会と連携した労務管理説明会の開催

働き方改革推進支援助成金による支援

滋賀働き方改革推進支援センターによる支援

## 取引慣行の改善に向けた取組

労働基準監督署による荷主への要請

トラック・物流Gメンへの協力

# トラック事業者に対する説明会

- 令和7年10月3日、滋賀県トラック協会と連携して「労務管理説明会」を開催。
- 昨年度までは「時間外労働の上限規制」「改善基準告示」を中心に説明していたが、今年度は「労務管理の留意点」「人材募集」等の内容を説明したものの。

滋賀県トラック協会主催 滋賀労働局共催

**「トラック事業者向け労務管理説明会」開催のご案内**

トラック運転者の労務管理について、違反状況等の事例を交えながら基本的な留意点をご説明する他、助成金制度や人材募集、労災防止についてもご説明します。皆様のご参加をお待ちしています。

<b>開催日</b>	
令和7年10月3日(金)	
<b>開催場所</b>	
滋賀県トラック総合会館 4階大ホール	
<b>講演時間</b>	
14時00分～16時30分頃 ※開場は13時30分から	
<b>講演内容(予定)</b>	
1	労務管理の留意点について (労働時間の上限規制、労働条件通知書、賃金の支払い方、年次有給休暇など)
2	有期契約締結時の留意点(無期転換ルール等)について
3	助成金制度等について
4	人材募集(求人票の上手な活用方法等)について
5	労働災害の防止対策について (荷役作業、昇降設備、テールゲートリフター、熱中症)
<b>参加対象者</b>	
経営者、運行管理者、その他労務管理者	
<b>申込方法</b>	
出席希望の方はトラック協会ホームページ又は右の二次元バーコードからお申し込みください。 ※申込締切:令和7年9月19日(金)	
<b>お問合せ先</b>	
会場・申込手続について	一般社団法人滋賀県トラック協会 Tel. 077-585-8080
講演内容について	滋賀労働局労働基準部監督課 Tel. 077-522-6649

## 令和7年度実施の説明会の参加状況

開催日	参加人数
令和7年10月3日	67名

## 令和6年度実施の説明会の参加状況

開催日	会場	参加人数
令和6年12月3日	守山会場	40名
令和6年10月25日	彦根会場	18名
令和6年11月28日	東近江会場	21名
<b>合計</b>		<b>79名</b>

# 労働基準監督署による荷主への要請

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

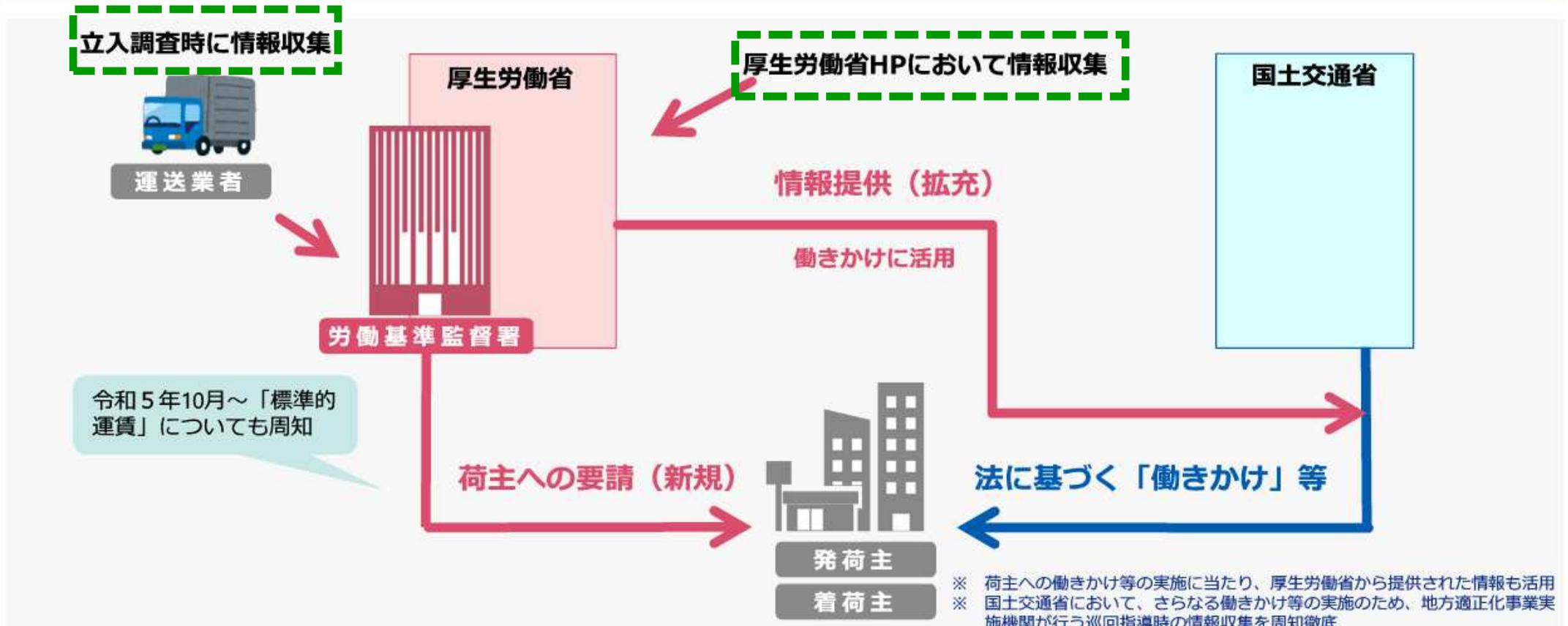
▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

令和4年12月～令和7年10月

実施件数 271件

▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



※ 荷主への働きかけ等の実施にあたり、厚生労働省から提供された情報も活用  
 ※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

# 荷主への要請時に使用するリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」

- 労働基準監督署による荷主への要請時、リーフレット「STOP！長時間の荷待ち」を使用して説明し、併せて「標準的運賃」「改正物流法」についても周知を図っている。

## 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP！ 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

# STOP!

## 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくしてはならないものです。

**トラックドライバーの拘束時間の内訳**

平均拘束時間 12時間26分

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

国土交通省 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 トラックポータルサイト 国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

**1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします**

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

**取組例**

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

運送契約を締結するにあたっては、契約は裏面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

**2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう**

令和5年10月～  
「標準的運賃」についても周知

**「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします**

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多量下請構造の是正等を定める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や運送管理体制の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

令和6年9月～  
「改正物流法」についても周知

都道府県	電話番号
岩手	019-604-3006
宮城	022-299-8838
秋田	018-862-6682
山形	023-624-8222
福島	024-536-4602
茨城	029-224-6214
栃木	028-634-9115
群馬	027-896-4735
埼玉	048-600-6204
千葉	043-221-2304
東京	03-3512-1612
神奈川	045-211-7351
新潟	025-288-3503
富山	076-432-2730
山梨	055-225-2853
長野	026-223-0553
岐阜	058-245-8102
静岡	054-254-6352
愛知	052-972-0253
三重	059-226-2106
滋賀	077-522-6649
京都	075-241-3214
大阪	06-6949-6490
兵庫	078-367-9151
奈良	0742-32-0204
和歌山	073-488-1150
鳥取	0857-29-1703
島根	0852-31-1156
山口	083-995-0370
徳島	088-652-9163
香川	087-811-8918
愛媛	089-935-5203
高知	088-885-6022
福岡	092-411-4862
佐賀	0952-32-7169
長崎	095-801-0030
熊本	096-355-3181
大分	097-536-3212
宮崎	0985-38-8834
鹿児島	099-223-8277
沖縄	098-868-4303

(2024.9)